

8章 中間報告書の作成について

8-1 目的

計画期間の中間年(5年目)となる2026年(令和8年)度を実施します。5年経過時点での賦存量、利用量、利用率を整理します。

中間時点での成果を確認し、必要に応じて計画の見直し修正を実施することを目的とします。

8-2 進捗状況

8-2-1 バイオマスの利用状況

利用状況を調査し、原因や課題に基づき必要に応じて目標や施策内容を見直します。

8-2-2 取組の進捗状況

各取組における課題への対応方針を整理します。結果を基に、計画や各施策実行計画の見直しの必要性について検討します。



9章 事後評価報告書の作成について

9-1 目的

計画期間の最終年となる 2031 年(令和 13 年)度を実施します。10 年経過時点での賦存量、利用量、利用率を整理します。

最終成果より、総合評価を実施し次期計画策定へ向けた検討を実施することを目的とします。

9-2 進捗状況

9-2-1 バイオマスの利用状況

利用状況を調査し、目標達成度と取組内容を 7 章にて記載した評価指標により評価し、取組による効果を測定します。

9-2-2 取組の状況

進捗状況の確認や評価指標による効果測定等により抽出された各取組の原因や課題について、改善措置等の必要性を検討・整理します。

9-3 総合評価

計画期間全体の達成状況について総合評価を行います。「改善措置等の必要性」や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間終了後の目標達成の見通しについて検討・整理します。

バイオマス活用推進委員会に上記内容を報告し、次期計画策定に向けた課題整理や今後有効な取組について助言を得て検討を行います。



10章 令和3年度大洲市バイオマス活用推進計画策定委員会委員名簿

令和3年11月時点

No	役職	氏名	備考
1	愛媛大学 農学部生物環境科 教授	山田 容三	委員長
2	大洲商工会議所 会頭	城戸 猪喜夫	副委員長
3	愛媛たいき農業協同組合 代表理事組合長	菊地 秀明	
4	大洲市森林組合 代表理事組合長	中野 孝廣	
5	大洲の環境をよくする連絡協議会 会長	三好 康子	
6	大洲市自治会連絡会会議 副会長	東 信利	
7	大洲市議会 産業建設委員会 委員長	弓達 秀樹	
8	愛媛県 南予地方局 八幡浜支局 環境保全課 課長	永井 健二	
9	大洲市 市民福祉部 部長	藤田 修	
10	大洲市 商工観光部 部長	武田 康秀	
11	大洲市 農林水産部 部長	木籐 幸治	

(異動などにより途中で退任された委員)

No	役職	氏名	備考
1	大洲市議会 産業建設委員会 委員長	新山 勝久	R3.10.1まで



- ・ B D F

Bio Diesel Fuel：バイオディーゼル燃料。菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称です。

- ・ S D G s（持続可能な開発目標）

S D G s（持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

S D G sは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

- ・ 温室効果ガス

地球の温度は太陽からの日射の熱と、地球が宇宙に放出する熱とのバランスにより定まっています。しかし、大気中には地球が放出する熱を封じ込める性質を持ったガス（温室効果ガスという）があり、このガスの濃度が増えると大気や地表にとどまる熱が増え、地球が暖まります。「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類です。

- ・ 化石燃料

石炭、石油、天然ガス、などのエネルギー資源のことです。

- ・ カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年（令和2年）10月、日本国政府は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「人為的排出量」から、植林、森林管理などによる「人為的な吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

- ・ 官民連携

官民連携とは、官と民が協働して公共サービスを提供するための方法のことです。

民間の持つ多様なノウハウや技術を活用して、限られた予算を効率よく使い業務を効率化したり、サービスを向上させたりしようというのが目的です。PPP（Public Private Partnership）とも言います。

- ・ 敷料

「しきわら」と読みます。畜舎の床に敷いて、家畜の保護や糞尿を吸収させるためのものです。



- ・ スキーム

ビジネスシーンでは枠組みを持った計画という意味で使用されます。ある目的を達成するためにどう行動していくかという具体的な手順や仕組みが備わった計画を意味します。経済や政治の分野では「基本計画・基本構想」という意味で用いられます。

- ・ 堆肥化

家畜の排泄物や食品廃棄物等を原材料として、堆肥化は行われます。微生物の分解(発酵)により、堆肥が作られます。

- ・ チップ

チップの英語の意味は、木・ガラス・瀬戸物・ペンキなどのかけら、こっば、切れ端、削りくずをいい、本計画書では、木質を約 5cm 四方以下の木片にした形状のものを指します。

- ・ 農業集落排水汚泥

一般的に農業集落排水処理施設汚泥はバキューム車にて、一般廃棄物処分場へ搬入処分しています。

- ・ バイオガス化

バイオガスとは、微生物の力（メタン発酵）を使って生ごみ（食べ残しなど）、紙ごみ、家畜ふん尿などから発生するガスのことで、メタンガスはバイオガスにあたります。

なお、バイオマスのガス化という場合は、メタン発酵と熱分解があります。

- ・ バイオディーゼル

植物油など天然の原料から作られ、環境面においてクリーンなディーゼル燃料のことです。石油ベースのディーゼル燃料用エンジンに、その仕様を変更することなく使用できます。

- ・ バイオマス

「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」です。

バイオマスは私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源であり、さらに化石資源のようにエネルギーとしても製品としても活用でき、国民生活の幅広い場面での活用が可能です。

- ・ 廃棄物

廃棄物とは、占有者が自ら活用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、ごみ、汚泥、廃油、し尿等の固形状または液状のものをいいます。

また、廃棄物は事業活動に伴って生じた産業廃棄物と家庭から出るごみ、し尿などの一般廃棄物があります。

- ・ 賦存量

本計画における賦存量は年間に活用可能なバイオマス資源の量のことを示します。

- ・ ペレット、木質ペレット

樹皮、オガ粉等を原料に用いて直径 7mm、長さ 15mm 程度の円柱状にした木質成型燃料をいいます。

- ・ ペレットストーブ

木等を粉末にして固め粒状に固形化したものをペレットといい、それを燃料にするストーブをペレットストーブといいます。自然エネルギーを活用するので、省エネにつながります。

- ・ ペレットボイラー

ペレットを燃料源とするボイラーをいいます。



- ・メタンガス化

通常、バイオマスを大気中に放置すると、微生物の働きにより、腐敗が進行し、最終的には水と二酸化炭素に分解されます。

しかし空気を断ち放置すると、大気中とは別の微生物が働きだし、メタンと二酸化炭素に分解します。

これをメタン発酵といい、空気がない状態での発酵という意味で、嫌気性発酵ともいいます。得られたメタンガスは発電等に活用されます。

- ・利用率

賦存量に占める利用量の割合のことです。

- ・林地残材

主伐・間伐の過程で発生した枝、葉、梢、端材に加え、木材としての市場価値の無い低質材といった資源を指します。





第 2 期大洲市バイオマス活用推進計画

発行：大洲市商工産業課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

TEL：0893-24-2111 FAX：0893-24-2228